

「東アジア経済統合のあり方に関する考え方」概要

－経済連携ネットワークの構築を通じて、東アジアの将来を創造する－

2009年1月20日

(社)日本経済団体連合会

1. 基本的な考え方

- 金融危機と東アジア経済への影響
- ASEAN+1の進展など、東アジアをカバーする地域経済統合の胎動



- わが国として、「将来創造型」EPAを構築すべき
- 金融危機による影響が相対的に小さいわが国が「アーキテクト」としてリードすべき

2. 東アジア地域におけるわが国のEPAの進捗

- アジア域内貿易比率は56%に = **デ・ファクトの広域経済圏**が形成
- アジア諸国とのEPA = **ASEAN諸国とのEPAは概ね完了**
 - ・発効済み: シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、ブルネイ、フィリピン、ASEAN
 - ・署名済み: ベトナム(2008年12月25日)
 - ・交渉中: 韓国、インド、豪州

3. わが国から見た東アジア経済統合の姿

域内で同一ルールの下、自由にビジネスを行えることが重要→ヒト、モノ、カネ、サービスの流れの自由化

(1) グローバル事業展開の促進

物品貿易自由化に伴い、進出企業は、原材料・部品、資金の調達、人材活用、生産拠点、物流経路・手段、販路を最適化

(2) 求められる経済インフラのイメージ(例)

- ① **ソフトインフラ**: 投資・ビジネス環境改善に向けた各種制度の国際的調和
 - ⇒ 技術協力、法整備支援などを通じた合理的で整合性のある経済法制が実現
- ② **ハードインフラ**: 投資・ビジネス環境改善に向けた広域インフラ
 - ⇒ 国境を越えた物流・産業インフラの整備により、日本企業の事業展開が円滑化
- ③ **食料、資源・エネルギーの安定供給確保**
 - ⇒ 農地の有効活用や経営規模の拡大などにより国内農業の体質が強化
 - ⇒ EPA規定により、輸出規律が導入され、エネルギー・鉱物資源の安定供給に寄与
- ④ **域内の人材交流の促進**
 - ⇒ ビジネス・パーソンや留学生をはじめ広範な人材の域内での移動・活用が活発化

4. EPAおよび周辺制度の改善に向けた要望

(1) 物品貿易の自由化・円滑化

- ① 関税(例: 関税の段階的削減・撤廃スケジュールの短縮、MFN税率とEPA税率の逆転現象是正)
- ② 原産地規則(例: 利用者の利便性向上のため、域内で適用される原産地規則を統一化、整合化)
- ③ 貿易関連手続き(例: 電子化の推進によるシングル・ウィンドウの実施)

(2) サービス貿易の自由化

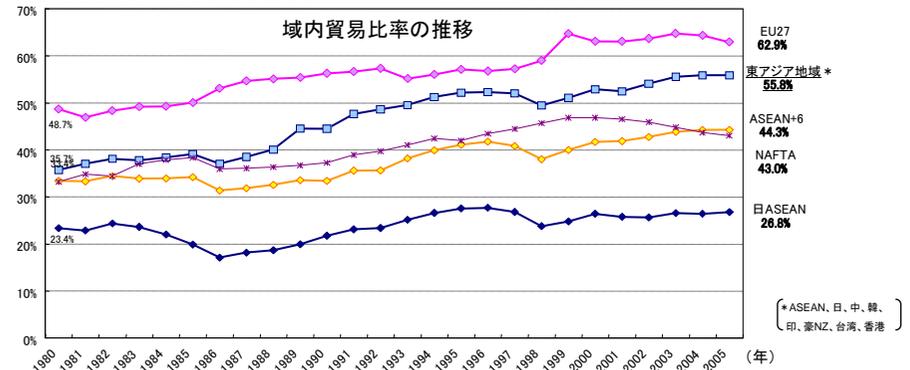
外資出資比率規制の緩和・撤廃、国内規制の透明性向上

(3) 企業活動を律する経済法制度の改善

知的財産権の保護、透明な移転価格税制

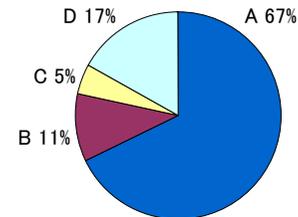
(4) ODA等の戦略的活用

物流関連インフラの整備、人材育成



(* ASEAN, 日, 中, 韓, 印, 豪NZ, 台湾, 香港)

現時点で企業が期待する東アジア経済統合の「拡大」の度合い



(東アジア経済統合のあり方などに関するアンケート調査結果(2008年秋実施)より)

5. 国内制度改革

(1) アジアと共に歩む農業構築に向けた構造改革

わが国農業の競争力強化に向けた農業構造改革を推進

(2) 外国人材の受け入れの拡大

介護・看護分野や一定の資格・技能を有する人材の柔軟な受け入れを推進

※ なお、東アジア経済統合は外に開かれたものであるべき。APEC大のFTAなど、アジア・太平洋広域経済連携も注視。EUとの経済連携にも引き続き取り組み。